

建設経済常任委員会

平成28年12月13日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成28年12月13日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3 号 旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

《付託陳情》

陳情第 6 号 旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情

出席委員（7名）

委員長 宮澤芳雄
委員 滑川公英
委員 林七巳
委員 宮内保

副委員長 磯本繁
委員 向後悦世
委員 飯嶋正利

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 平野忠作

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（16名）

副市長 加瀬寿一
農水産課長 宮負賢治
都市整備課長 川口裕司
水道課長 加瀬宏之
その他担当職員 8名

商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 加瀬喜弘
下水道課長 高野和彦
農業委員会事務局長 相澤薫

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次 長 花 澤 義 広

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

3日ほど前から非常に気温が下がりまして、本来の12月の陽気になってきました。突然寒くなりますと体調を壊したりしますけれども、お氣をつけて頑張っていたきたいと思います。

第4回定例会も、本日を入れまして7日間の日程であります。健康に留意して、最後まで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、委員方におかれましては、忘年会のシーズンでもあります。連日、忘年会ということで、非常にお疲れだと思います。十分に体調を注意されまして、乗り切っていただきたいと思います。

それではここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、お忙しい中、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

では、議長、お願いします。

○議長（平野忠作） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さん、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、2議案でございます。議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ2件とも可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての2議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。17ページのほう、よろしいでしょうか。

まず、6款1項3目農業振興費、説明欄1、水田農業構造改革推進事業補助金160万円ですが、財源は全て千葉県補助金でありまして、議案質疑でご説明のとおり、米の生産調整として、主食用米を飼料用米として出荷した場合の補助額が増額となったことに伴い、計上

したものでございます。

当初、この補助金は、主食用米も飼料用の専用品種、これもどちらも同額で、10アール当たり1,500円でしたが、飼料用米のさらなる推進のために、県が年度の途中で主食用米だけを対象といたしまして、10アール当たり1,500円から3,000円に増額したことに伴うものでございます。

次に、すぐ下の説明欄2の地域農業経営再開復興支援事業の農地集積協力金1,200万円ですが、この財源も全て千葉県からの補助金で、議案質疑でご説明のとおり、農地中間管理機構を通じて農地を貸し借りした場合に、地主に交付される協力金の対象が、当初の見込みよりも31戸増加しまして、67戸の見込みとなりましたので、増額分を計上したものでございます。

続きまして、すぐ下になります。それから、次の18ページにもまたがつておりますけれども、4目畜産振興費、説明欄1の飼料生産拡大整備支援事業の飼料生産拡大整備支援事業補助金282万5,000円ですが、この財源も全て千葉県からの補助金で、9月に県が本事業の追加要望の調査がありまして、その際、申し込んだ1件の事業が採択されたことに伴うものでございます。

この事業は、耕作放棄地を活用しまして、家畜の飼料の自給を向上させるために必要な機械等を整備する場合、県から事業費の2分の1以内が支援するもので、市の負担はありません。

今回は、牛の畜産農家を中心に、自給飼料の生産に取り組む組織が整備するホイルローダーやトラクターのハーフソイラ等の購入費用565万円に対する補助金282万5,000円を計上したものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

11款2項2目農業用施設災害復旧費、説明欄1、農業用施設災害復旧費の園芸用施設災害復旧事業補助金2,423万9,000円ですが、この補助金は本年8月から9月の台風で被害を受けた農業用施設等の復旧に必要な事業費に対して支援するもので、国の緊急的な助成に併せまして、県と市も農業者の負担軽減のため、協調して助成を行うものでございます。

補助対象は9件で、被災したハウスの被覆材の張り替えや、変形した骨組みの交換などの復旧事業費3,462万7,000円に対しまして、国が10分の3以内、県が10分の2以内、市が10分の2以内で助成するもので、国県市を合わせまして2,423万9,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳入のほうをご説明いたします。

補正予算書の9ページをご覧ください。

9ページの14款2項4目農林水産業費県補助金、説明欄1の水田自給力向上対策事業補助金160万円は、先ほど歳出で説明いたしました水田農業構造改革推進事業補助金であります飼料用米への補助金の財源となるものでございます。

次の説明欄2の農地集積対策交付金1,200万円は、歳出の農地集積協力金の財源となるものでございます。

次の説明欄3、飼料生産拡大整備支援事業費補助金282万5,000円は、歳出に計上しました同じ名称の補助金の財源となるものでございます。

以上3件の補助金は、歳出と同額を計上したものでございます。

続きまして、その下の欄になります。

9目災害復旧費県補助金、説明欄1の農業用施設災害復旧費補助金、これは歳出の園芸用施設災害復旧事業補助金の財源となるもので、国県を合わせて事業費の2分の1以内となります1,731万3,000円を計上したものでございます。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正になります。

8款2項事業名飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の2,000万円及び災害復興・津波避難道路整備事業の3,600万円につきましては、道路法95条の2の協議等に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰り越しをお願いするものであります。

以上で、議案第1号、建設課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 1点だけお尋ねします。

17ページの農地集積協力金、これ地主に対してということなんですが、10アール当たりど

のくらいの支給額になるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 向後悦世委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農地集積協力金でございますけれども、これは地主が貸し出す面積によって異なっております。

具体的に申し上げますと、制度が年度の途中で変わっておりますけれども、10アール未満の場合には5万円、それから10アール以上1ヘクタール未満、これが貸し付け面積掛ける5万円。例えば、9,500平米とかあった場合には、その端数を切り捨てまして、10アール単位で、例えば9反5畝の場合、5畝を切り捨て、9掛ける5万円というような計算で45万円になります。それから、1ヘクタール以上で2ヘクタール以下、これは50万円です。それで、2ヘクタールを超えますと1戸当たり70万と、そういった4段階に今なっております。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） どうもおはようございます。

それでは、21ページの農業用施設災害復旧費ということで、8月から9月に台風が6個か7個ぐらい来ましたが、ハウスの被害が9件あったということであります。だけど、私もハウスなんかをやっていますけれども、こういった災害の補助金があったということすら実は知りませんでした。どのような形で、この9件がこういった補助金の対象になったのか、ちょっとお知らせください。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 実際、国の制度の周知が始まったというのが、かなり遅くなっております。それで、国が結局、緊急的に制度化いたしまして、それを県のほうでプレスリリース、新聞のほうにも載せまして、それで実際、新聞に載せた後に締め切った期間が実際には短くて、市では、時間がありませんので、ホームページということでお知らせいたしまして、実際の募集期間は10月26日から31日ということで、すごい短い時間になっております。

実際に県の農業事務所の方が現地を見て歩く中で、直接お知らせしていただいたり、新聞記事を見て問い合わせが市とか県にも来まして、そういった方々にお知らせした結果、申し込んでいただいた方が9件あったというような状況でございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮負賢治） 補助率につきましては、国が10分の3、県が10分の2、それから

市も10分の2でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 7割というのは、かなり高額な補助率だと通常は思うんですよね。いまだかつて、私は7割という事業はほとんど知らないんで、畜産以外はですね。これが毎年今年度こういうような形で出ていくんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 今回、国のほうで緊急的に制度をつくりました。ですので、この次こういったのがいつできるか、まだ分かりません。

それから、今回、国がつくった制度に対して、県は支援制度をどうするかという部分があります。県と市がありますね。国がつくりましたけれども、県と市はどんな対応するんですかという中で、県のほうの考え方としまして、市がというか、市も支援するのであれば県もやりますとこういったことで、市がやらないんであれば県もやらないと。ですから、自治体ごとに対応が異なる可能性がありました。そういった中で、旭市だけがやらないというようなことになっても、これは農業が一番の市ですので、それは県と一緒にやっていきたいということで、今回計上させていただきました。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） それでは、例えば国の3割、例えばこの事業が根本的にないときにはやらないということでしょう。例えば、市と県で合わせて4割やるわけですよ。その事業だけでも継続するということはあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） あくまでも、今回は国が創設したものに対して、県のほうで支援していきましようというような話が出てきているものでございます。ですので、国がない場合に県と市だけでどうするかというのは、これは今すぐお答えできるような状況ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 5日間というのは、周知が極めて短いというのはおかしいんじゃないかな。それと、この9件の中に園芸共済が入っていた場合に、免責事項もあるわけですから、それとの関連はどうなっているんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かにご指摘のように周知の期間を長くとることができませんでした。国が制度化して、県の説明会をやって、すぐに募集しましょうとやって始めたのが、先ほど申し上げました募集期間ということで、それから締め切りの期間がすごい短いという中で、実際にこれ以上広げることができなかったというのが現状でございます。

それから、共済との関係ということでございますけれども、あくまでもその修繕費用につきましては、今後、県のほうでも採択に当たっての、よく内容を見きわめて、金額も算定していくようなことになります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 周知が徹底していないということは、全然分からなくて、ハウスの被害になっているの、たくさんあると思うんですね。であれば、この補助金を例えば国県市でこれだけ使うけれども、もうちょっと周知を徹底してもらって、例えばもう既に全部直していると思うんですよ。

というのは、あとは例えば園芸資材、農材を売っている商社とか、そういうところからやっていけば分かると思うので、これ、ただ知っている人だけが7割も国からもらって、ふざけるなという話なんですよ。是正していただきたいと思いますが。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かに周知期間が短かったという部分がございます。ただ、募集の締め切りという中で、県のほうに申請できたという中で、これ以上これを県のほうもまた拡大を受けるとするのはちょっと難しい状況にあると思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） この9件のだいたい地区のバランスはどうなっているかお聞きしたいと思います。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 市内ではあちこちにございます。1か所に固まってというような状況ではございません。

（発言する人あり）

○農水産課長（宮負賢治） 鎚木、それから旭市二、それから米込、後草、鎌数、中谷里、琴田、そういった地区です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 多分、施設共済に入っている人と中の品物に対して入っている農業共済2つあるんですよね。そういうことから申請した人が多分あると思うんでね、そうすればたった9人じゃないと思うんですけどもね。

特に、飯岡の台地のほうの方々に、これ情報漏れしている人がいっぱいあると思うんです。こっちの平地よりもこの台地のほうのパイプハウスとか、そういうのがずっと被害が普通であれば大きいんですけどもね。だから、これは偏った不公平な補助金じゃないかと思っているんです。

我々としては、普通だったら1か月ぐらいの周知期間があって当たり前なのに、たった5日というのはどう考えても、1週間じゃなくて1か月あると思っているから、全然質問しなかったと思うんですよ。たった5日だったら、職員が知っている人にだけ手を挙げさせたというようにも聞こえちゃうんじゃないですか。こんなことをしていていいの。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 確かにもうちょっとという部分はあるんですけども、市のほうとしても、県が開催した説明会を受けて、大至急始めたというような状況でございます。新聞での周知等もございましたので、緊急という中で募集したというような状況でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございますが、こちらにつきましては全員協議会及び本会議での説明のほか補足する点はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） それでは、ただいまの説明に対して質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 全員協議会の中で20人とあれということで説明を受けました。各地区2人の推薦だということで、それもお話を聞きました。

例えば、市長の推薦になるわけですが、その中に持っていく段階ってあると思うんですね。その窓口というのは農業委員会で今度やってくれるということですか、それとも現役の農業委員が地域の部分がある程度、地区的なものをお話しいただけるのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） こちらにつきましては、17人ということでございますけれども、もうちょっと説明させていただきます。

17人ということを決めるに当たりまして、利害関係のない人を1名入れるということでございます。それと、法では努力義務とされております女性農業委員を入れるということで、女性農業委員については、なかなか1名では難しいだろうということで2名、それと農業者団体からの推薦をいただく方を2名、そして公募による方を2名ということを想定した上で、人数を17人としております。

そうしますと、あと残りが10人ということになりますので、地区にお願いするのが10人ということでございます。たまたま5つの選挙区がございましたので、1地区当たり2名ということになるわけでございますが、これはあくまでも2名という枠ということではありませんので、例えば出てこなかった場合には、違う地区から出ることもあり得ますし、農業者団体から3人になるということもあり得るということでございます。

こちらの地区については、選挙区が5つありまして、その中に現職の農業委員がいらっしゃいますので、農業委員が中心になって関係者といいますか、地区ごとにみんな違うものですから、区長であったり、農家組合長だったりしますので、その関係者を集めていただいた上でご説明をさせていただきたいと思っております。

（発言する人あり）

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 現職の方に集めていただくように。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 農業者団体のことをもう少し詳しくと、それから女性の農業委員のところももう少し詳しく説明してください。

○委員長（宮澤芳雄） 林七巳委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業者団体というのは、今までの旧法律の中では農協と共済組合、それと農業共済組合と土地改良区ですか、そこから1名推薦をいただくことになっておりました。ただ、今回の法律の改正においては、推薦という枠は外れたことになるわけでございますけれども、農業団体からのご意見が必要であろうということで、農業委員とも相談し、決定したものでございます。ですから、今まであった農協、共済組合、土地改良、3つありますけれども、そこから定数も減るものですから2人をお願いしたいと考えております。

あと女性農業委員でございますが、女性農業委員については、今まで旭市には誰もおりませんでした。ただ、近隣の市町にもおりますし、国のほうから、また県のほうからも、男女共同参画の観点から女性農業委員の登用について、だいぶ叫ばれております。また、法律の中でも努力義務ということではございますが、配慮するよにということでございましたので2名、地区をお願いするのはなかなか難しいのかなということで、女性農業者団体をお願いしていきたいなということで考えております。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） これから当たっていくわけなんです、差し当たって考えられるのは、農協にある女性の部会とかあるんですが、そちらとか、あと県のほう。県のほうでも、今まで3年に一度の選挙のときには、要望に来ている団体がございますので、そちらに相談をしながら検討していきたいと考えております。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員。

○委員（林 七巳） 農協に丸投げとか、そういうことはしないで、自分たちで人選してほしいと思います。これかなり難しいことですから、それを農協とかいろんなところに投げてもらっちゃうと、向こうでまた混乱しますから、自分たちで決めた制度ですから、自分たちでやってください。それを要望いたします。

○委員長（宮澤芳雄） 林委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） ただいまの林委員からのご意見を参考にさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

宮内保委員。

○委員（宮内 保） それでは、農業委員のほうの推薦の形は分かってきたんですけれども、一応今度、推進委員、定員20名ということですので、そこにはまた女性の推進委員が入るものなのか、あと地区割りね。何名ぐらいずつ。その辺をちょっとお聞きします。

○委員長（宮澤芳雄） 宮内保委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 推進委員につきましては、20人という定員。旭市の場合に、全協でもご説明いたしましたが、上限は52という数字になりますが、それが20という、決めたものでございます。

この推進委員については、農業委員会で地区を決めるということになっております。これは農業委員とも協議を重ねた中で、現行の公選の農業委員が20人おります。選挙区が5つあって、各選挙区に4人、20人おりますので、その20に地区を割り振ることが適当ではないかということでもございました。

ただ、今は各地区に4人ずつということになって20人なんです、地区は定数が正式に決まった段階で、農業委員にまた協議をしていただきまして、例えば農地の面積の多いところを増やそうとか、あるいは認定農業者の数を見ようとか、そういうことでまた検討していくことになると思いますので、正式にどこの地区に、例えば単純に割ると4名ということになるんですが、4名ということではございません。これから地区を見直した上で、数字は決まるということでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） この条例改正というのは、今まで農業委員会で二十五、六人ですか、大変だと思うから、トータルしたら全部で37をマックスとする、そういうような考えなんですか。それで、17人にしても、20人にしても、それが最大であって、事によったらもっと少ない数もあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 農業委員については、全協でもご説明しましたが、上限が19ということになっております。

その中で国のほうは、推進委員を新たにつくるに当たりまして、農業委員の総会の活動を機動的に進めるということで、現行の定数の2分の1という数字が出ております。2分の1が下限なのかなと。その中で上限が示されておりまして、ただいま先ほどご説明しましたような中立のものだとか、女性農業委員の数を決めていく中で、17という数字が出たものでございます。

推進委員につきましては、地区をどれだけのものに分けるかと。基準では100ヘクタール当たり1名ということになっているので、旭市は52ということ、それが上限になっております。

ただ、どれだけの地区を1人の推進委員の方に見ていただくかということですから、小さく分ければ面積が増えるということで、こちらについても今までの農業委員の活動の中で、20が適切ではないかということで決めたものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

先ほどの林七巳委員が言ったような推薦枠ですか、あれも今JAについても、各地区全然関係なく女性枠というので、多分、理事が出ていると思うんですよ。ですから、その中でまた農協から女性枠を出すというのは、それよりも先ほど言ったように、ほかの団体ですね。例えば、海匠支庁とか、ないしは農業委員会事務局そのもので推薦するような方向でないと、農協としては多分大変じゃないかと思うんですけども。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） 女性農業委員については、今までも例がないものですが、なかなか人選が難しいのかなというのは、事務局でも考えております。

その中で、先ほど来出ております農協だけということではなくて、県のほうにそういう、海匠の中にもそういう組織がございますので、そちらを検討しながら進めていきたいと。

ただ、それも先ほど言いましたように、女性農業委員という枠ではございませんので、一応数字を決める上で考えておりますので、仮に出てこなかったときには、募集の方だったり、地区から募集で1人増えたりということはあるということとはご了承願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 何期も前から、農業委員は女性もというようなことがあったんですけれども、農業委員の方々のお話を今までずっと聞いていますと、公募でちゃんと手を挙げてくれと。ただ女性だから枠をつくって、そこだけピックアップするというのはふざけているというのが、今まで農業委員をやられた方々のだいたいの考えだと思うんですよ。その辺を踏まえて推薦するにしても、ちゃんとした農業委員会のほうで筋道をちゃんとしていかないとまずいんじゃないかと思うんですよ。その辺のことをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員の質疑に対して、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相澤 薫） ただいまの件は十分検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(宮澤芳雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

(発言する人なし)

○委員長(宮澤芳雄) 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長(宮澤芳雄) 次に、陳情の審査を行います。

建設課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長(宮澤芳雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第6号、旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第6号の審査に入ります。

初めに、建設課より参考意見がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから参考意見をお話しします。

陳情のありました旭市岩井地区の市道U-1039号線につきましては、延長約280メートルで、現況幅員が3メートルから5メートルの排水施設のない未舗装の道路であります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ただいま担当から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありますらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） まず最初に、その道路の交通状況ということと、隣接地の関係、それについてお伺いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、交通の関係と隣地の状況はという質問に対しましてお答えいたします。

まず最初に、一般車両の交通状況につきましては、現況の利用形態については畜産業者や農業関係の車両の通行が大半でありまして、一般的な生活道としての位置づけは低いものであると思われまゝ。以上でございます。

それと、隣接地の状況ですが、委員に地図が配られていると思います。これを見てもらいますと分かりますが、ほとんどが農地と農業用施設用地である状況であります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） それと、排水施設という陳情も上がっております。これを整備することによって、それが解消されるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対して、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 排水施設につきましては、状況は、一部は県道側に確保できると思われまゝ。約七、八十メートルくらいかなと思います。それ以外は、周辺には流末が全くございません。全体の排水処理につきましては、建設課としては極めて困難であると考えてお

ります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、ここでしばらく休憩いたします。

執行部は退室してください。ご苦労さまでした。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでおはかりいたします。陳情の審査に入る前に、現地視察を行い、その後に陳情の審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、そのようにいたしたいと思います。

それでは、付託陳情に関係します現地視察のため、しばらく休憩にいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午後 零時 2分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情の審査に入ります。

陳情第6号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

磯本繁委員。

○委員（磯本 繁） 道路や排水については、他地区からも同様の要望が多数あります。各道路の要望等に対し、本委員会では審査するものでないと思います。

本件については、その要旨は理解できるが、担当課へ個別に要望するべきものであるので、不採択とすべきです。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにご意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（宮澤芳雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第6号、旭市市道降雨による冠水被害及び畑地への砂利等の流出に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成者なし。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 5分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄